

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
長野県諏訪郡原村及び富士見町並びに茅野市
- 2 構造計画特別区域の名称
八ヶ岳西麓ワイン特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
長野県諏訪郡原村及び富士見町並びに茅野市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

長野県諏訪郡原村及び富士見町並びに茅野市（以下当市町村という。）は、長野県の東南部の八ヶ岳裾野にまたがる扇状地域に位置している。

原村は標高 900m～1,300m に多くの集落や耕地が広がり、東西に 16.2km、南北 5.9 km、総面積 43.26 km²の面積を有し、ほとんどの集落が中心部から車で5分以内、遠方の別荘地からでも 10 分程度で移動ができ、公共施設のほとんどが半径 250m 以内に集中している。

富士見町は標高 700m～1,200m の間に集落が散在し、東西に 14.7km、南北に 25.7km、総面積 144.76 km²の地域を有している。地勢は起伏が多く、段丘地を形成している。

茅野市は長野県中部のやや東よりに位置する諏訪盆地の中央にあり、標高 770m～1,200m にかけて、ゆるやかな裾野に多くの耕地が広がり、東西に 23.5km、南北 20.5km、総面積 266.59 km²の面積を有している。

いずれの市町村においても、中央自動車道で首都圏から 2 時間半、中京圏から 3 時間で来ることができ、最寄りの諏訪南 I C 及び諏訪 I C から市町村中心部まで 5 分から 10 分程度とアクセスがしやすい。

(2) 気候

当市町村の気候は、年間平均気温が 10.4℃、年間降水量が 1,432mm、年間日照時間が 2,154.7 時間（令和 2 年）となっており、年間を通じて日照時間が長く、湿度の低い内陸性の気候となっている。

(3) 人口

当市町村の人口は、令和 4 年 10 月 1 日時点で原村 7,673 人、富士見町 13,974 人、茅野市 55,789 人、計 77,436 人で、原村は減少から増加傾向へ転換、富士見町は増減を繰り返す中でやや減少傾向であり、茅野市も増加傾向から減少傾向を繰り返している状況とな

っている。

(4) 産業

令和2年度国勢調査にみる各市町村の産業別就業者割合は、原村については第一次産業就業者割合が22.4%、第二次産業就業者割合が28.3%、第三次産業就業者割合が49.3%、富士見町については第一次産業就業者割合が13.0%、第二次産業就業者割合が32.0%、第三次産業就業者割合が54.9%、茅野市については第一次産業就業者割合が6.4%、第二次産業就業者割合が36.0%、第三次産業就業者割合が57.6%となっている。そのうち第一次産業就業者における農業就業者は、原村においては99.2%、富士見町においては97.4%、茅野市においては97.3%を占め、15才以上の就業者総数に占める農業就業者の割合は、原村においては22.2%、富士見町においては12.7%、茅野市においては6.2%といずれの市町村も全国平均を大きく上回っている。

その他の産業では、いずれの市町村においても製造業、医療・福祉、卸売業・小売業の就業者の割合が高くなっている。

(5) 農業

各市町村は夏場の冷涼な気候を活かし農業が盛んである。キャベツ、レタス、ブロッコリー、ホウレンソウなどの高原野菜の生産、また、キクやトルコギキョウなどの花き生産も盛んである。特に原村における産業は農業に大きく特化しており、セルリーは日本一の生産量を誇っている。日照時間の豊富さと昼夜の気温差により、みずみずしく品質の良い野菜が育ち、花きは色鮮やかで日持ちすると評判を得ている。

原村における農地の状況は、総面積43.26km²(4,326ha)のうち、2020年農林業センサスでは、田が約429ha、畑が約377ha、樹園地が約2haとなっている。また、令和2年農業産出額(推計)は36億3千万円で、内訳(構成比)は、野菜が26億円(71.6%)、米が4億1千万円(11.3%)、畜産が1億円(2.8%)などとなっている。

富士見町における農地の状況は、総面積144.76km²(14,476ha)のうち、2020年農林業センサスでは、田が約702ha、畑が約302ha、樹園地が約4haとなっている。また、令和2年農業産出額(推計)は27億4千万円で、内訳(構成比)は、野菜が9億円(32.8%)、米が4億9千万円(17.9%)、畜産が4億9千万円(17.9%)などとなっている。

茅野市における農地の状況は、総面積266.59km²(26,659ha)のうち、2020年農林業センサスでは、田が約864ha、畑が約417ha、樹園地が約13haとなっている。また、令和2年農業産出額(推計)は32億4千万円で、内訳(構成比)は、米が11億7千万円(36.1%)、野菜が11億5千万円(35.5%)、果実が7千万円(2.2%)などとなっている。

一般的に標高900m~1,200mの土地はワイン用ぶどうの生産に向かないとされており、各市町村においてもワイン用ぶどうはほとんど生産されてこなかったが、近年の気候変動及び地球温暖化の影響を見据えて、数年前から生産者による自発的なワイン用ぶどうの生産が行われている。

原村では、令和2年12月に「八ヶ岳西麓原村ワイン特区」の認定を受けたことを契機に、令和3年3月に策定した「第5次原村総合計画後期基本計画」において、農業振興に向けた具体的な施策として「ワイン用ぶどう生産の推進」や「小規模ワイナリーの設置支援」を掲げており、ワイン用ぶどうを特産物として位置付けている。令和4年4月からワイン用ぶどうの苗木やトレリスの購入費用に対する補助事業や6次産業化支援として、ワイナリーの設置に要する費用への補助事業も実施しており、ワイン用ぶどう生産者も増加し、ワイナリーの設置も進んでいる。

富士見町では、平成27年3月に策定した「第5次富士見町総合計画」において、特産品の育成支援に向けた「ワインバレー構想」を立ち上げ、平成27年度から民間企業の協力を得てワイン用ぶどうの耐寒性品種の試験生産に着手し、試験生産の結果から品種を絞り、戦略品種として生産をしている。また、令和2年3月に策定した「第2期富士見町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、農産物特産化にむけた具体的な指標としてワイン用ぶどう生産量の増加を掲げており、ワイン用ぶどうを特産物として位置付け、現在収穫したワイン用ぶどうの委託醸造を行っている。

茅野市では、各市町村が令和3年12月16日に締結した八ヶ岳西麓の豊かな自然環境と共生する未来に向けた八ヶ岳西麓共同宣言協定において、「ワイン振興等ブランド品目栽培の支援」としてワイン用ぶどうを特産品として位置付け、ワイン用ぶどうの生産を推進している。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

近年の地球温暖化は、各市町村の高原野菜の生産に深刻な生理障害を及ぼしている。特にセルリーは平均気温の上昇により生育に適した温度を保つことが難しくなっている。さらに、セルリーやアブラナ科の野菜においては病虫害による被害も発生しており、産地の維持に苦慮している。また、高齢化による農家戸数の減少、それに伴う遊休農地の増加が大きな課題となっている。

一般的に標高900m～1,200mの土地はワイン用ぶどうの生産に向かないとされているが、降水量が少なく日照時間が長い、また昼夜の寒暖差が大きいという諏訪地域の気象条件はワイン用ぶどうの生産に向いており、今後、温暖化が進むことによって平均気温が上昇することが見込まれるため、八ヶ岳西麓地域はさらに生産に適した土地になると考える。従来、ぶどうの産地であった地域が気温の上昇によって生産が困難となれば、八ヶ岳西麓地域のような標高の高い地域が新たな産地となる可能性は極めて高く、高原野菜に代わる品目になりうる。

各市町村において、現在小規模ながらワイン用ぶどうを生産し醸造施設の建設を目指す意欲的な農家が出てきており、本特例措置の活用によって小規模ワイナリーの建設が可能となれば、ワイン用ぶどうの生産を推進することができる。ワイン用ぶどうの産地化は、新規就農者の確保による農家戸数の維持や遊休農地の解消に寄与することが期待される

ことを考慮すると、各市町村の農業振興にとって本特例措置は必要不可欠である。

5 構造改革特別区域計画の意義・目標

各市町村は、夏場の冷涼な気候を活かし、高原野菜や花きの生産により農業を主体とする地域として発展してきた。しかしながら、近年の地球温暖化、農業者の高齢化による農家戸数の減少、それに伴う遊休農地の増加等の課題に直面している。

このような状況の中で、各市町村が連携することで後継者の育成や温暖化に柔軟に対応し、より付加価値の高い農産物の生産の支援、6次産業化の推進、地産地消の拡大を通じて観光、商業等他の産業との連携強化を図る必要がある。

各市町村は、令和3年12月16日に締結した八ヶ岳西麓の豊かな自然環境と共生する未来に向けた八ヶ岳西麓共同宣言協定により、自治体の枠を超えた八ヶ岳西麓一帯の農業振興について協議を進めている。各市町村が連携することにより、八ヶ岳西麓地域のワイン用ぶどう生産者の交流機会が増え、研究会立ち上げ機運の高まりや生産技術・品種情報の交換が進むことで、八ヶ岳西麓地域独自のワイン生産が可能となるとともに、各生産者の持つ生産技術・品種情報を集約することにより、情報をマニュアル化することで新規参入しやすい環境が作られる。

また、複数の市町村が共同で構造改革特別区域計画を実践することにより、地域の経済・社会に及ぼす影響は広範囲に渡り、直接的には原料のワイン用ぶどうの調達範囲が区域内に広がることで、局地的な気象災害等にも対応することが可能となる。区域内の各市町村に原料を求めることが可能となることにより、小規模ワイナリーの経営リスクを緩和させるとともに、安定化を図ることに繋がる。

さらに、本特例措置を活用し小規模主体の酒類の製造免許の取得が容易になることにより、現在のワイン用ぶどうの生産面積だけでなく、新規参入や経営規模拡大による生産面積の増加が見込め、担い手の確保や遊休農地の解消など各市町村が抱える課題解決の糸口となる。

6 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 農業振興

構造改革特別区域計画の実施により、新規参入や経営規模拡大による遊休農地の解消や担い手の確保、また、6次産業化による農家の所得向上や雇用機会の創出が図れる。

(2) 産業振興

新たな特産品として、地域の飲食店において料理とともにワインを提供してもらうなど、観光・商業等他の産業と連携してワインを新たな特産品として創出。それに加えて、地域農産物の消費や交流人口の拡大など、農業振興だけでなく地域全体の活性化につながることを期待できる。

(3) 信州ワインバレー構想との関係

長野県が推進する「信州ワインバレー構想」は、近年の長野県産ワインの評価の高まりを受けて、ワイン産業を地域経済活性化や6次産業化の主要施策として位置づけ、県内を4つの地域に区分してワイン振興エリアを設けて、新規参入者の育成からワイン用ぶどう生産、醸造、販売、消費拡大によるブランド化及びワイン産業の振興と発展を目的としている。

現在八ヶ岳西麓地域は区分された4つの地域に属してはいないが、この構想に協調し、地域の個性を活かした特色ある地域ブランドを創出することで、全県及び当地域のワイン振興の相乗効果が期待できる。また、八ヶ岳西麓産のワイン振興を盛り上げて地域全体に浸透させ、今後新たな振興エリアとして認定されることを目指す。

【特産酒類の製造に関する目標】

区分	令和5年	令和6年	令和7年
特産酒類製造事業者数	2件	4件	5件
特産酒類製造数量	5k1	12.2k1	18.9k1

8 特定事業の名称

709（710、711） 特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第26条）

(別紙)

1 特定事業の名称

709(710、711) 特産酒類の製造事業(構造改革特別区域法第26条)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された果実(ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

長野県諏訪郡原村及び富士見町並びに茅野市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において地域の特産物として指定された果実(ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内の市町村において、地域の特産物として指定した果物(ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、農家の所得向上や地域農産物の消費拡大など農業振興に加え、新たな特産品及び地域ブランドの創出、観光業との連携による交流人口の増加など地域全体の活性化を図る。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象となることから、本市町村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導を行うこととする。